

## 税制改正のお知らせ

税務課

税制改正により、所得税・個人住民税について次のように改正されましたので、お知らせします。

### 1. 老年者控除が廃止されました

年齢が65歳以上の方で、合計所得金額が1千万円以下である方の場合、50万円（住民税は48万円）が老年者控除されましたが平成17年分の所得税から廃止（住民税は平成18年度分から適用）となりました。

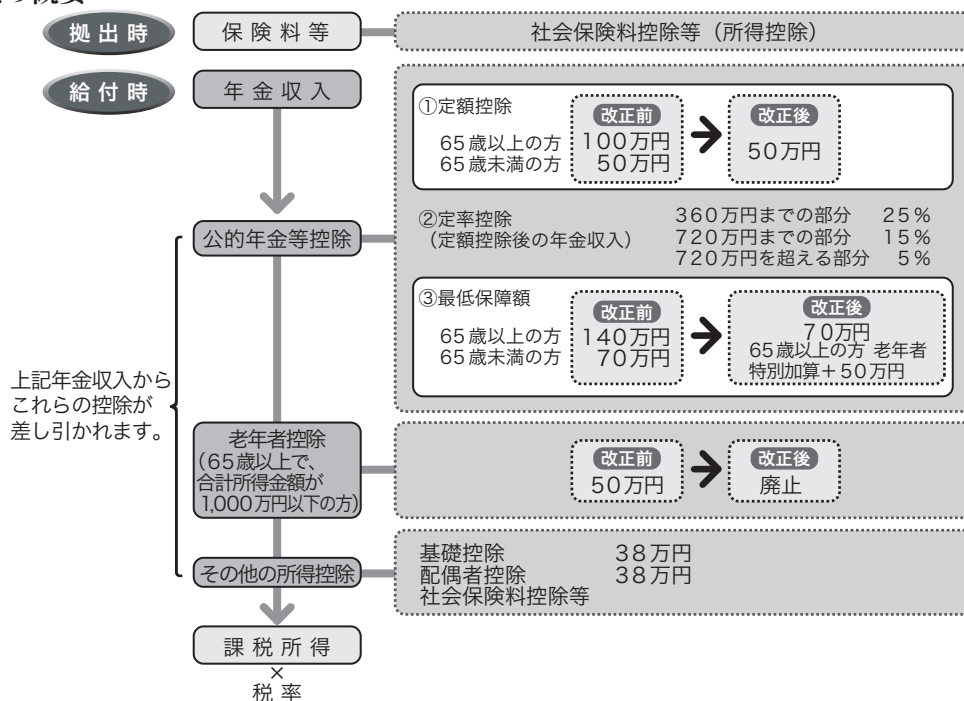
### 2. 定率減税の縮小

平成11年分以降、所得税額の20%（上限25万円）が減税措置として実施されておりましたが、平成18年分から、10%相当額（10%相当額が12万5千円を超える場合は12万5千円）となります。また、住民税においては15%相当額の減税措置がありました。平成18年度分から7.5%（上限2万円）に変更となりました。

### 3. 公的年金等控除額の改正

公的年金等控除の65歳以上の方の上乗せ措置が廃止され、最低保障額を50万円加算して、120万円とする特例措置が講じられました。この改正は、平成17年分の所得税（住民税は平成18年度分）から適用されます。

### ■年金課税の概要



年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金などの収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金などの収入金額の合計額が700,000円までの場合、所得金額はゼロとなります。)		
	700,001円 から 1,299,999円 まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円 まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	85%	785,000円
	7,700,000円 以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金などの収入金額の合計額が1,200,000円までの場合、所得金額はゼロとなります。)		
	1,200,001円 から 3,299,999円 まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円 まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	85%	785,000円
	7,700,000円 以上	95%	1,555,000円

公的年金などに係る雑所得の速算表（平成17年分以後） (a) × (b) - (c) = 公的年金などに係る雑所得

### 住民税についてのその他改正点

a 65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の方は非課税でしたが、平成18年度分から3分の1課税、平成19年度分から3分の2課税、平成20年度分から全額課税となります。

b 均等割の納税義務のある夫と生計を同一にする配偶者で、夫と同じ町内に住所を有する方の均等割についても、全額課税となりました。

※平成17年度分は2分の1課税（2千円）、平成18年度分より全額課税（4千円）となります。